

平城京東西市における市司と市人

市川理恵

はじめに

平城京東西市は、榮原永遠男氏⁽¹⁾によって「官人と官司のために設置された市―官人の私経済と官司の財政を維持し、かつ保護するための中央市」であったことがあきらかにされている。つまり物々交換の場として自然発生し、商業や手工業の発展にもなつて成長したのではなく、人為的・計画的に設置された市であった。その後、櫛木謙周氏・館野和己⁽²⁾氏の研究により、東西市の概要はあきらかにされたが、これ以降、研究が頭打ちになっている感がある。そこで本稿では、少し視点を変えて東西市を論じたいと思う。

一、市司の価長

まず注目したいのは、平城京東西市における売買方法である。関市令には次の規定がある。

〔史料1〕関市令20除官市買条

凡除^レ官市買^一者。皆就^レ市交易。不^レ得^下坐召^上物主^一。乖^中違時価^上。不^レ論^二官私^一。交付^二其価^一。不^レ得^二懸違^一。

ここでは官の物品購入以外は、すべて市において交易することが規定されており、その際には時価を基準にして値をつけるべきことが定めら

れている。そして(a)「交付^二其価^一」は、宮川麻紀氏⁽⁴⁾が「売り手と買い手がともに価格をつけること」と解釈したごとく、売り手と買い手との交渉で価格が決定される。すなわち今日のように、売り手が決めた価格が商品につけられていたわけではない。売買においては、必ず価格交渉が行われていた―この点がこれまで見過ごされてきたように思う。そして価格交渉に留意すれば、市司に所属する価長の役割も想像がつく。

〔史料2〕職員令67東市司条

東市司 西市司准^レ此

正一人。掌。財貨交易。器物真偽。度量輕重。売買估価。禁^二察非違^一事。佐一人。令史一人。価長五人。物部二十人。使部十人。直丁一人。

〔平^二物価^一市易〕(職員令7内藏寮条)を職掌とする価長は、市司に五人、東西あわせると合計一〇人が所属している。他には内藏省に二人、大藏省に四人(職員令33大藏省条)が所属している。両官司に共通するのは、天皇や国家が必要とする物品を調達・保管する役割を担っていることである。すなわち物品を頻繁に購入するために、価長が置かれていたのであり、彼らの役割は、売り手との価格交渉であった。⁽⁵⁾これに対し市司の価長は、その他の官司が物品を購入する際に、買い手に代わって価格を交渉していたと思われる。価長の実例として、次の史料がある。⁽⁶⁾

〔史料3〕天平宝字四年六月十五日付土師男成銭用文(『大日本古文書』

(1) 平城京東西市における市司と市人(市川)

十四ノ三四八(三四九)

合銭五十貫⁸⁾

用十貫五百四十五文

七十文

八百五十文

四十六文

三十文

五貫五十五文

百五十文

四十文

四貫二百十六文

三十八文

五十文

残三十九貫四百五十五文

見三十五貫七百五文

天平宝字四年六月十五日 土師男成

「前件銭借取³⁾司家」

「以²⁾六月十九日、依^レ牒、充³⁾三綱所²⁾銭二十九貫九百六十文

知判官下⁶⁾曰佐

出倉人 調付

上毛野広長¹⁾

「銭五貫七百四十五文 付史生⁴⁾三尾張隅足¹⁾」

これは天平宝字四年(七六〇)六月十五日付で(c)土師男成により五〇貫の用途と残金が記されたもので、残金三九貫四五五文のうち、現在、

手元に残っているのは三五貫七〇五文で、六月十九日に三綱所に二九貫九六〇文を充て、残り五貫七四五文は(f)三尾張隅足に付されている。(c)

土師男成は、同二年八月二十八日に造東大寺司史生とみえ(四ノ二九三)、

(e)「日佐」も同文書に「造東大寺司判官」「日佐若麻呂」とみえる(四ノ三九七)。

また大史生の(d)上毛野牛養は、天平勝宝五年(七五三)十二月二十一日には紫微中台少疏とみえ(三ノ六四〇)、史生(f)三尾張隅足は、天平宝字二年九月十二日に「坤宮後坐」とみえる三尾隅足である(四ノ三一四)。

同四年六月七日の光明皇太后崩御にともない、その日のうちに装束司・山作司・養民司・前後次第司からなる葬司が任命され、また七七齋に供するための称讚浄土経一八〇〇巻の書写命令が発せられた(『続日本紀』⁷⁾同年六月乙丑(七)条、十四ノ四〇九(四一〇)。

そして七月十六日に葬送が行われ、同月二十六日に七七齋が設けられた(『統紀』同年七月癸卯(十六)日条、同年同月癸丑(二十六)条)。(史料3)からは、この一連の行事に用いるべき五〇貫を造東大寺司官人が差配していることがわかる。

造東大寺司は東市庄と西市庄を持ち、写経事業の必要物資はこの市庄の領を通じて購入されることが多かったが、「史料3」では市司の(a)領長の他、宮内省被管の(b)主水司が見られるように(職員令53主水司条)、造東大寺司という枠を超え、国家的葬送として複数の官司が関わった。

(a)領長志貴得万呂は東市司に所属する領長であり、小豆公万呂は西市司の領長であろう。吉田孝氏は、この(史料3)は「(造東大寺司史生と推定される)土師男成が、(おそらくは坤宮官の)購入物の直銭を東市と西市の領長に渡した」ものとする。すなわち価格交渉を担当した東西市司の領長に、直接代金を渡しているのである。

次の史料も、国家的葬送における物資購入の例であり、市司が関わっている。

〔史料4〕天平七年十一月二十日付左京職符(一ノ六三二(六三三))

職符 東市司

琉璃玉四口 径二寸、若無者^{a)}壺一十許口

右、平^(a)三章其価^(b)、便付^(c)遣使坊令御母石勝^(d)、進^(e)送舍人親王葬
装束所^(f)、符到奉行、

大進大津連船人
大属四比元孫

十一月二十日

舍人親王は天平七年(七三五)十一月十四日に薨去しており(『統紀』
同年十一月乙丑(十四)条)、これにともなうて設置された葬装束所が、
葬儀に必要な琉璃玉四口の価格を左京職に問い合わせた。左京職はこれ
をうけて東市司に、交渉のうえ決定した価格を、使である坊令の御母石
勝に付し、装束所に報告させるように命じているのである。榮原氏は(b)
「平三章其価」を「価格調査」と解釈し、さらに「左京職には、東市
司が作成した「簿」が集積されていたはずであるから、左京職はこれに
よって価格がわかるはずである。それにもかかわらず、あらためて東市
司に調査を命じているのは、左京職のもっている情報が役に立たなかつ
たため」であるとし、データの古さが原因であるとする。市司の估価簿
は、関市令12每肆立標条では「凡市。每肆立標題三行名」。市司准^(g)貨
物時価^(h)。為三等⁽ⁱ⁾。十日為一簿^(j)。在市案記。季別各申^(k)本司^(l)と
あり、市司が十日ごとに一簿を造り、三ヶ月ごとに京職に提出するとあ
り、同条の令義解によれば、品物の種類ごとに品質によって上中下三等
に分け、それぞれにつき実際に交易された値段を上中下三等に分けて記
録するとする。

估価は、市司が設定する価格とする解釈もあるが、市司には価格を決
定する権限はなく、価格はあくまでも売り手と買い手の間で決定される。
市司が作成する估価簿は、交渉により合意にいたった価格を集積したもの
である。そして估価簿は本来、太政官に送られる業務報告書で、市司
の働きの実績を記したものであった。しかしそれが積み重ねられ、いつ

しか実際の価格交渉の場において参照されるようになり、やがては強制
力を持つようになったと思われる。

二、市司の活動

次に平城京東西市における市司の役割を考え直したい。市司には、(史
料2)職員令67東市司条にあるように(b)物部20人が所属し、これは西
市司とあわせると40人になり、刑部省被管の囚獄司の40人に匹敵す
る(職員令32囚獄司条⁽¹⁾)。なぜこのように多くの物部が市司に所属して
いるのであろうか。もちろん物部は罪人を決罰する伴部であり、「凡決
三大辟罪⁽²⁾。皆於市(略)」(獄令7決大辟条)とあるように、死刑は市
で執行されていた⁽¹²⁾。

しかし実態としては、政治犯や殺人・傷害・窃盗といった犯罪よりも、
経済活動に関する犯罪が多かったのではなからうか。関市令には経済犯
罪に関する記述が多い。関市令17出売条には「凡出売者。勿⁽³⁾為行濫⁽⁴⁾。
其横刀。槍。鞍。漆器之属者。各令⁽⁵⁾題⁽⁶⁾鑿造者姓名⁽⁷⁾」、関市令19行濫
条には「凡以⁽⁸⁾行濫之物⁽⁹⁾交易者。没官。短狭不如法者。還⁽¹⁰⁾主⁽¹¹⁾」、関市
令14官私権衡条には「凡官私権衡度量。每⁽¹²⁾年二月。詣⁽¹³⁾大藏省⁽¹⁴⁾平校。
不⁽¹⁵⁾在京者。詣⁽¹⁶⁾所在国司⁽¹⁷⁾平校。然後聽⁽¹⁸⁾用⁽¹⁹⁾」とある。すなわち榮原永
遠男氏が指摘したように、粗悪品を売るべからざること、および横刀・
槍・鞍・漆器の類に製作者の姓名を記すべきこと、欠陥品や偽物を売つ
てはならないこと、それらの物品は官に没収し、また規格にみえない品
物は持ち主に返却することが定められ、売買に用いる称・度・斛などの
計量器具は、大藏省・国司の検査を合格したものを用いなければならな
かった。これらは販売品や計量器具に対する不正を取り締まるものであ
り、市における公正な売買を実現するためのものである。価格交渉にお
いても、延喜東西市式4増直条で「凡商賈之輩、沽価之外、若有⁽²⁰⁾妄増⁽²¹⁾

物直^上者。不^レ論^三蔭贖」。登時見決」とあり、みだりに販売品の価格を上げた場合は、その場で処罰された。

さらに市司は錢貨の流通においても、重要な役割を果たしていた。

〔史料5〕『続日本紀』和銅七年九月甲辰（二十）条

制、自^レ今以後、不^レ得^レ折^レ錢。若有^下実知^三官錢^一。輒^レ嫌^レ折^レ者^上。勅使^レ杖^一一百。其^レ濫^レ錢者、主^レ客^レ相^レ對^レ破^レ之。即^レ送^三市司^一。

古代国家は和銅元年（七〇八）八月に和同開珎を発行したが（『統紀』同年八月己巳（十）条）、鑄造不良の錢貨の受け取りを拒否する撰錢（撰錢）が禁止され、見つかった場合は杖一〇〇が科された¹³。錢貨は、古代国家の賤元である平城京の東西市においてこそ、流通を促進しなければならなかった。そして和同開珎は地金の銅に対し、はるかに高い法定価値が付与されており、国家によって地金の銀や穀・布との交換比率が示されていた¹⁴。この交換比率は国家の威信を懸けて守られなければならない¹⁵。さらには天平宝字四年（七六〇）三月十六日に万年通宝が発行された際には、「以^レ一^二当^三旧錢之十^一」（『統紀』同年三月丁丑（十六）条）とあるように和同開珎の十倍の法定価値が付与され、造石山寺所關係文書からこの法定価値が守られていることが知られる（十五ノ一八九、一九〇、一九八など）。

また錢貨に付与した高い法定価値を維持するために私鑄錢を嚴重に取り締まっていた¹⁶。〔史料5〕の後半部分には〔a〕「其^レ濫^レ錢者、主^レ客^レ相^レ對^レ破^レ之。即^レ送^三市司^一」とあり、濫錢、すなわち私鑄錢は主と客とが相対して破棄し、市司に送ることになっている。私鑄錢が東西市を中心に出回ることが想定されているのであり、市司に私鑄錢の見本を置くことで、周知を計り、摘発に役立てようとしていたのである。このように市司は、「錢貨の番人」たる役割も果たしていたのである。

関市令11市恒条に「凡市。恒以^三午時^一集。日入前。擊^三鼓^二三度^一散」

とあるように、東西市は正午の前後から日没まで、つまり日中の明るい時間に開かれていた。日没後に売買が行われないのは、販売品・計量器具の不正や私鑄錢を見破ることが難しくなるからである。市が開かれている間は、市司の官人が総出で肆を見廻っていたと思われる。〔史料2〕職員令67東市司条の市司の正の職掌に「財貨交易。器物真偽。度量輕重。賣買估價。禁^三察非違^二事^一」とあり、考課令43最条に「市塵不^レ擾。奸濫不^レ行。為^三市司之最^一」とあるように、市司は東西市における公正な売買を実現し、また国家が定めた度量衡や錢貨の法定価値を遵守させるための「取り締まり」の官司であった。

三、市人の交易

販売品や計量器具の不正と私鑄錢の摘発、錢貨の法定価値の遵守など、市司には監視すべきことが多かった。これだけ多くのことがらを、「正一人・佑一人・令史一人・働長五人・物部二十人・使部十人・直丁一人」で構成される市司の官人だけで取り締まっていたとは考えられない。実際には市人が、市司と連携していたと考えられる。

市人とは延喜東西市式6市人籍帳条に「凡市人籍帳、毎年造進」とあり、毎年市司によって作成される市人籍帳に登録される人々である。彼らは後述の〔史料11〕に〔d〕「別置^三市籍^二者、專^レ事^三商賈^二不^レ預^レ他業^一」とあるように、東西市での商いを専業とする人々で、延暦十三年（七九四）の平安京遷都の時には、「遷^三東西市於新京^一。且^レ造^三塵舎^二。且^レ遷^三市人^一」（『日本紀略』同年七月辛未（二）条）とあり、東西市とともに市人も遷されているように、東西市の構成員として位置づけられていた。彼らが市司と從属關係にあったことは、市人籍帳で管理され、また延喜刑部式20決罪条に「行決之日、丞録各一人、引^三囚獄官人并物部丁^一、赴^三向市司^一。便^レ令^三本司喚^二集市人^一、列^三立司南門^一。示^レ衆決^レ之」

とあるように、市において刑が執行される時は、市司によって呼び集められ、市司の南門に列立させられていることからもうかがえる。

さらに市人は東西市における交易を保護されていた。雑令には次の規定がある。

〔史料6〕雑令24皇親条

凡皇親及五位以上。不_レ得_下遣_二帳内資人。及家人奴婢等_一。定_二市肆_一興販_上。其於_レ市沽売。出挙。及遣_レ人於_二外処_一貿易。往来者。不_レ在_二此例_一。

ここでは皇親および五位以上の有位者は、市肆を定めて商行為をすることを禁止しており、貴族の東西市での活動が制限されている。そして延喜弾正式108市人集時条では、彈正台の巡行の時に市人に「又間有_下皇親及五位以上、遣_二帳内資人若家人奴婢等_一興販、与_二百姓_一俱争_レ利者_上耶」と尋ねており、皇親や五位以上が帳内・資人・家人・奴婢を遣わして商いをし、百姓と利を争っていないか、確認している。以上のように市人は東西市の構成員として位置づけられ、市司に従属するとともに、その東西市における交易活動を保護されていた。

このような市人は、そもそもどのような人々だったのであろうか。唯一の実例として次の木簡がある。

〔史料7〕『木簡研究』六ノ二頁一二（一八）

・東_{（市カ）}交易錢計_{（市カ）}繩塵人服部

・真吉

これは平城宮の第二次大極殿、内裏の東外郭の東方で出土したもので、「東市交易錢」とみえる。類似の木簡として、平城宮内裏北方官衙地区から出土した「西市交易錢」（『平城宮木簡』¹⁸四八七）や「西市司交易錢」（『同』四八九）がある。これらは錢さし（ひもに通してまとめた錢）に結びつけられていた付け札、と考えられている。つまり何らかの官司

が物資を西市で売却して得た錢が宮内にもたらされたと思われる。¹⁹〔史料7〕の木簡を榮原永遠男氏は、「東市の繩塵人の服部真吉なる市人が『計』った、すなわち勘定した」という意味で、この錢は東西市で繩を売却して入手したものとす。この服部真吉なる人物が「塵人」＝市人の名前がはじめて判明した例であり、『新撰姓氏録』撰津国神別では、服部連は機織（はたおり）を職とする服部の伴造氏族であり、允恭天皇の世に織部司に任ぜられ、諸国の織部を総領したという伝承を持つ。このような人々が市人であったとすると、古代国家は生産者を率いる伴造を市人として設定していたことになる。つまり生産者が物資を国家に貢納した後、その余剰品を東西市で販売していたのである。

古代国家は先行諸説²⁰があきらかにしているように、現物収取・現物支給を想定し、予め中央官司が必要なものの品目・数量を計算し、それぞれを割当て、現物で徴収しようとしていた。この場合、原則として交易は必要ないが、いくら厳密に計画をたてても、中央官司が必要なものを過不足なく完璧に揃えることは不可能である。そこで不足品を購入し、余剰品を売却する場として東西市が設置されたのである。このような事情を考えれば、市人が生産者を率いる伴造であっても、不自然ではないと考える。

四、八世紀の東西市

1 発展する東西市

古代国家が設定した市人は、東西市に物資を供給する人々である。しかし彼らが供給する物資は、あくまでも恒常的な官司運営に用いるものであり、臨時の造営事業や写経事業に対処することができなかった。すなわち八世紀には、遷都特需ともいえるべき、度重なる遷都による都城の造営、そして仏教特需ともいえるべき、大規模な写経事業や大寺院の造営、

仏像・仏画の製作が増大したのである。次の史料からは当時の東西市の様子をうかがうことができる。

〔史料8〕天平宝字二年八月四日付東市庄解（四ノ二八六）

東市庄解 申^三買進^二上珠丁軸一事

合四百枝 長^三三百枝 短^一一百枝 直^六百文 二枝充^三三文^一

右、随^三市内在^一買取、且進上^レ如^レ件、以解、

天平宝字二年八月四日 吳原飯成

大石阿古麻呂

造東大寺司の東市庄領が写経所に、珠丁軸四〇〇枝を購入・進上したことを報告しているが、(a)「随^三市内在^一買取」とあるように、東市で買えるだけの珠丁軸を買ったとある。山本幸男氏によれば、これは天平宝字二年（七五八）六月十六日宣による金剛般若経一〇〇〇卷（千巻経）の写経事業用の軸で、写千巻経所銭并紙衣等納帳に「（八月）十三日収納朱頂軸四百枚²²／右、東市庄領等買取進上、領納如^レ件」とあり（十三ノ二四九）、十三日に収納されたことがわかる。天平宝字二年（七五八）は、この千巻経をはじめ、七月四日宣による千手千眼経一〇〇〇卷・新羅索経一〇部二八〇卷・葉師経二二〇卷（千四百巻経）、八月十六日宣による金剛般若経一二〇〇卷（千二百巻経）、そして知識大般若経六〇〇卷の書写が行われており、千四百巻経写経事業においても、八月六日に西市庄領等から珠頂軸七二〇枚が収納されている。すなわち東市においては四百枝が限度だったのであり、本来はもっと必要だったのである。写経事業は、八世紀を通して光明皇后の皇后宮職系統写経機構で絶え間なく行われていたことが知られるが、他にも内裏系統写経機構が存在し、²⁴さらには長屋王家や北大家（藤原房前の娘）、藤原仲麻呂家など、貴族の私宅においても写経が盛んに行われていた。²⁶したがって写経用の物資が常に不足していたのである。また〔史料4〕でも(a)「若無者壺一十許

口」とあるように、瑠璃玉がない場合は壺一〇許口に代えることになっている。このように東西市では、慢性的に物資が不足していたのである。

中央政府は、靈龜元年（七一五）に「諸國人二十戸。移^二附京職^一。由^二殖貨^一也」（『統紀』靈龜元年六月丁卯（十七）条）という措置をとっ

ている。館野和己氏が「富裕な交易者を平城京に移して市人にして積極的に東西市で営業させようとした措置」と解釈したように、「貨」（しな、商品）を殖やし、東西市における交易を活性化させるために、市人を増やしたのである。しかしこれだけでは、物資の需要増大に備えることはできなかった。そこで中央政府が目をつけたのは、商人として成長しつつあった下級官人や地方豪族であった。

2 下級官人の交易

『日本書紀』中巻二十四の檜磐嶋は、遠距離交易者の代表例として取り上げられることが多い。²⁷平城京左京に住む磐嶋は、大安寺から修多羅分の錢三〇貫を借りて、越前の都魯鹿（敦賀）の津まで出かけて交易し、入手した物資を船に載せて琵琶湖を南下している。白石ひろ子氏が述べるように、「遠距離交易においては資金調達と物資輸送をいかに行うかは重要であり、有力な王親貴族か寺社の勢力を借り、その庇護の下に行うことが多かった」とする。しかしそのはじまりは、単純に公務に便乗したものであったと考えられる。強力な中央集権体制が確立したことにより、調庸や中男作物・春米・交易雑物など多くの物資が全国から平城京へ貢納された。また同時に全国各地からあらゆる人材が、衛士や仕丁として徴発され、あるいは官人になることを志して平城京へ向かったのである。

地方豪族は郡司として、調庸の運脚や役夫の部領を担当し、そのついでに私物を運搬していた。²⁹また松原弘宣氏や宮川麻紀氏が指摘するように、そもそも地方の市を管理していたのは地方豪族であり、彼らは郡雑

任として、郡司のもとで物資の調達にあたっていた。そして榎木謙周氏が述べるように、『統紀』和銅七年（七二四）二月庚寅（二）条には「其帶、関国司、商旅過日、審加、勸搜、附、使言上」とあり、三関（鈴鹿・不破・愛発）を管轄する国司に、そこをとる「商旅」の検査を命じているので、八世紀の初めから遠隔地を移動する商人の存在を確認できる。榎木氏は商旅の徒の出身階層は、地方豪族層が中心であるとし、喜田新六氏⁽³²⁾は、地方から献銭して叙位された者は地方の富豪で、中央との遠距離交易によって銭貨を入手したとする。

さらに中央官司で働く下級官人の大半は、地方豪族の出身であった。吉田孝氏は官人が同時に商人であり、天平宝字六年（七六二）において、造東大寺司主典で造石山寺所や石山寺写経所の別当であった安都雄足が、石山寺写経所の米を用いて、春に高値で売却して秋に安値で購入していたこと、造石山寺所の残材を東塔所の材や雄足の私材とともに、高嶋山小川津から泉津に回漕し、相樽の地域間価格差を利用して売却するなどして、利潤を獲得していたことを指摘した。

このように下級官人や地方豪族は公務に便乗して交易し、遠距離交易も行い、地方の市を管理していた。神龜五年（七二八）三月二十八日官奏（『類聚三代格』⁽³³⁾卷五）においては、外五位であっても東西市で家人・奴婢を市塵に居住させて商売することを認めた。榎木氏は、「外五位は中央の賤姓氏族や地方豪族に与えられた位階」で、これは彼らが外五位の位階を得ても引き続き商業へ進出するよう促したものとす⁽³⁴⁾。すなわち下級官人や地方豪族は、国家の後押しを受けながら交易していたのであり、彼らは優れた手腕を発揮して、東西市に物資を供給しつつ、私富を蓄積していくのである⁽³⁶⁾。

3 貴族と店

さらに中央政府は貴族にも、商業への進出を期待していたと思われる。

榎木氏は〔史料6〕⁽³⁷⁾ 雑令24皇親条を唐令と比較し、日唐両令ともに市での興販、すなわち営利行為を禁止しているが、禁止の対象が、日本令が「市肆を定めて」の商行為であるのに対し、唐令では「市塵に在りて」の商行為というように、より一般的な規定になっているとする。つまり日本令では、貴族と市肆との直接的な結びつきを絶つことを目的とするのに対して、唐令では市における営利活動一般を禁止する規定になっている。またもつとも重要な相違は、日本では市における沽売出挙が容認されているのに対して、唐令では市以外の邸店における沽売出挙も禁止されているのに対して、唐令では市以外の邸店では貴族層の市における非営利的な販売・出挙行為が容認されているうえに、市肆以外での商行為もある程度放任されていた可能性が高い。長屋王家木簡には、次のようなものがある。

〔史料9〕『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二ノ二九上（三〇一）

・十一月四日店物 飯九十九箇 別笥一文

・酒五斗直五十文 別升一文 右錢一百四十九文

飯は白米・黒米・粟などを炊いた飯であり、笥は食を盛る曲物製の容器である⁽³⁸⁾。つまり飯は笥に入れられて、すぐに食べられる状態で売られていた。十一月五・六・八日の分もあり、長屋王家では店を構えて、ほぼ毎日、飯と酒とを販売していた。当時、平城京やその他の造営事業のために、全国から多くの工人・役夫が集められていた。天平六年（七三四）五月一日付「造仏所作物帳」では、技術者の石工で一日一三文、石を運ぶ運丁で一〇文（ともに一ノ五五七）、薪や楮（しもと、細長く伸びた若い木の枝）を採り、あるいは市から購入した物資を運ぶ雇人で三ノ五文の功賃を得ており（七ノ三三六）、食料は別に支給されていた。ここから考えると、飯一笥一文、酒一升一文という価格は、雇人にとっては少し贅沢であるが、他の人々にとっては比較的買いやすかったのではな

いだろうか。酒が販売されていることから、一日の仕事が終わった後に購入されていたのではないだろうか。延喜正式95東西仕丁坊条には「凡東西仕丁坊販鬻者。一切禁断。但酒食者不_レ在_二禁限_一」とあり、地方から上京してきた仕丁の宿所が集まる坊では、物資の販売は禁止されているものの、酒や食事を提供することは許されていた。ここから長屋王の店は、貴族の商業活動が制限され、また日没とともに店じまいとなる東西市ではなく、工人や役夫の宿所の近くに存在していたと考えられる。館野氏は「当時従三位ないし正三位の位階を有し、天武天皇の孫という皇親貴族が、京内に店を出し積極的に交易を行うという行為は、我々のイメージを覆すもの」と述べ、榎木氏は、長屋王家の「余剩物資の販売活動」と考え、中村太一氏はこれに「これに調達して」と解する。しかし利潤を獲得するために販売しては思えない。長屋王家は、都に溢れる工人・役夫たちに飯や酒を提供し、その食糧事情を改善しようとしていたのである。これはいわば社会奉仕活動であった。

五、九世紀の東西市

1 下級官人と市人

これまで述べてきたように平城京東西市に出店を許されていたのは、市人と下級官人であった。そして平安京東西市には、市人とともに「市籍人」と呼ばれる人々が存在したことが知られる。延喜東西市式10市町居住人条には「凡居_二住市町之輩_一、除_二市籍人_一、令_レ進_二地子_一、即以充_二市司廻四面泥塗道橋及当_レ堀_一河等造管料_一。其用帳年終申送」とあり、市籍人を除く、市町の居住者から地子を徴収し、これを「市司廻四面泥塗道橋及当_レ堀_一河等」の造管料に充てることが定められている。つまり市人籍帳は「市籍」とも呼ばれ、また「市人」は「市籍人」とも称されていた。⁽⁴⁾平安京東西市においてよく取り上げられるのは、次の二つの

官符である。まず承和元年十二月二十二日太政官符を見ていきたい。

〔史料10〕『類聚三代格』卷二十、承和元年（八三四）十二月二十二日太政官符

太政官符

応_丙勘_下移補_二左右近衛左右兵衛_一市塵百姓_上及決_乙罰主殿主鷹織部等寮司雑色駮使并犬飼餌取等_甲事

右得_二左京職解_一僞。市司解僞。件等百姓多任_二衛府_一。恒往_二市辺_一。強買不_レ止。毆冤無_レ絶。又主殿主鷹織部等寮司雑色駮使。悪行既甚。冒_二陵官人_一。因_レ茲市塵荒廢。公事難_レ堪。望請。衛府移_二送本府_一。以從_二解却_一。自餘雑色更不_レ經_二本司_一。随_レ犯決罰。然則暴乱永絶。市塵安_レ業者。右大臣宣。依_レ請。右京（職カ）亦宜_レ准_レ此。

承和元年十二月二十二日

ここから近衛や兵衛に補任された市塵百姓が市辺に住み、強引な買い取りや毆冤（無実をうつこと）が絶えず、主殿・主鷹・織部などの寮司の雑色・駮使丁が、市司の官人を冒陵（のりしり、しのぐ）している様子がわかる。これに対し、近衛や兵衛は、衛府に移送して解却、主殿・主鷹・織部などの寮司の雑色・駮使丁、そして犬飼・餌取などは所属する本司を経ることなく、京職が決罰する権限を獲得している。当官符において市大樹氏は、市人は一種の買官を経て、近衛・兵衛・家人などの地位を得たとし、榎木謙周氏も「市人が左右近衛・兵衛などの衛府トネリとなったり、諸司・諸家に仕えたりすること」を禁止したものと解釈しており、市人「近衛・兵衛」とする。⁽⁴³⁾しかし「市塵」とは、市中の商店や邸舎を指す言葉であり、(a)「市塵百姓」＝市人とは言えない。(a)市塵百姓とは、市人とともに東西市での交易を許されていた下級官人ではないだろうか。彼らは市人とは違い、本司を持つ下級官人であったために、京職も市司も手を出すことができなかつたのである。それゆえ京

職は処罰を求めたのである。

〔史料11〕『類聚三代格』卷十九、貞観六年（八六四）九月四日太政官符

太政官符

應^レ禁^三断^三市籍人仕^三諸司諸家^一事

右得^レ左京職解^一僱。凡在^三市籍^一者。市司所^レ統撰^一。而市人等属^三仕王臣家^一不^レ導^三本司^一。事加^レ召勸^一則称^三高家從者^一。要結^三衆類^一凌^三轢官人^一。違乱之甚、無^レ由^三禁止^一。望請。施^三嚴制^一懲^三將來^一者。右大臣宣。奉^レ勅。朝家之制。別置^三市籍^一者。專事^三商賈^一不^レ預^三他業^一也。而今如聞。去就任^レ意好仕^三勢家^一。勢家不^レ加^三閔閔^一竊自容遇。假以^三威權^一擅^三其奸濫^一。既忘^三司存^一似^レ無^三憲法^一。是而不^レ肅。豈云^三善政^一。宜^三一切禁断勿^レ令^三更然^一。諸司諸院及諸家知而不^レ糺。責^三其知^一事者^一必科^三違勅罪^一。四位已下無位已上如有^三隱仕^一者。同科^三違勅罪^一。仍須^レ録^三其犯過^一具^レ狀申^レ官。但市人於^三職家^一決^三杖八十一^一。右京職亦准^レ此。

貞観六年九月四日

ここでは(a)「市籍人」(b)「在市籍者」(c)「市人」とあり、〔史料10〕とは異なり、市人自身が諸司諸家に仕えることが問題となっている。そして左京職解には(b)「凡在市籍者。市司所統撰」(d)「別置市籍者。專事商賈不預他業也」とあるように、本来、市人は市司が統撰するところであり、市籍を別に設けているのは、商売を専らとしているためで、他の稼業に就いてはならないとある。

市人までもが諸司諸家に仕え、本司に随わず、召喚しても高家の從者と称し、徒党を組んで官人を凌轢(しのぎきする、しのぎあう)している状況であり、〔史料10〕よりもさらに深刻である。中央政府はこれに對し、市人を仕えさせている諸司諸家、隠れて諸司諸家に仕える(e)「四

位已下無位以上」に、違勅罪を科すことを定めている。

平安京東西市では、〔史料10〕にあるように交易に携わる下級官人が、近衛や兵衛などの身分を得て、本府・本司の權威を笠にきて市司官人を冒陵し、市の秩序を乱していた。さらに〔史料11〕から市人とともに(e)「四位已下無位已上」が隠れて諸司諸家に仕え、その交易を代行し、便宜を図っていたことがわかる。このようにまず東西市の秩序を乱したのは、中央政府が商業への進出を促した下級官人であった。彼らは市司と從属關係になかったため、いち早くその影響から脱した。そして〔史料11〕にあるように市司に保護され從属していた市人も、次第に諸司諸家と結びつき、市司を顧みなくなった。諸司諸家、すなわち王臣家は、九世紀に入ると京内においては垣を穿ち水を引くなどして、清浄であるべき京を汚し、さらに清掃を催促する坊令に對捍するようになる。また畿内諸国においては、富豪層と私的に結合し、莊園経営を活発に行っている。彼らのこのような動向は、東西市にも及んでいたのである。

2 平安京東西市の衰退

平安京東西市は、『拾芥抄』では、左右京の七条二坊の三・四・五・六坪に市屋と内町があり、その四周には外町が二坪ずつ、計八坪付属している。また延喜東西市式には、東西市に関するさまざまな規定がみられ、平安京東西市には東繩躰・羅躰など五十一躰、西市には絹躰・錦綾躰など三十三躰があったことが知られる。しかし九世紀になると大規模な造営事業・写経事業は行われなくなり、かつての平城京東西市と比べると衰退していたと思われる。桓武天皇が延暦十三年(七九四)に都を平安京に遷した後は再び遷都することはなく、今更一部一切写経書写が宝龜七年(七七六)六月に終息すると、以後は大規模な写経事業が行われなくなった。物資の需要が減り、経済は停滞し、東西市の機能も低下したのである。

〔史料12〕『続日本後紀』承和九年（八四二）十月庚辰（二十）条

西市司言。依_二承和二年九月符旨_一。錦綾。絹。調布。糸。綿。紵。染物。縫衣。續麻。針。櫛。染革。帶幡。油。土器。絹冠。牛麿等類興_二販於西市_一。而東市司論云。換_二承和七年四月符_一。依_二弘仁十一年四月式_一。件等色物。兩市共可_二興販_一。不_レ可_二更度_一。今百姓悉遷_二於東_一。交_二易件物_一。市塵既空。公事闕怠者。去承和二年彼此中折。施行既訖。而承和七年四月班_レ式之日。遺漏不_レ改。勅。宜_レ依_二前格_一。不_レ可_レ據_レ式。ここで弘仁十一年（八二〇）四月式（『弘仁式』）により錦などの十七品目は両市で扱うことになったが、承和二年（八三五）九月でこれら十七品目は西市のみとなり、同七年四月符では再び両市で扱うこととなり、同九年十月勅でまた西市のみが扱うことになっている。⁽⁴⁷⁾ (a)「今百姓悉遷_二於東_一。交_二易件物_一。市塵既空。公事闕怠」とあるように、放置すれば西市が寂れていくという状況にあったのである。承和二年に西市の専売品目を確保していることから、当時すでに両市を維持することが困難になってきていることがわかる。そして最終的には、延喜東西市式12集東西市条に「凡毎月十五日以前集_二東市_一。十六日以後集_二西市_一」とあるように、月の前半は東市、後半は西市において交易するようになるのである。

おわりに

最後に本稿の要旨をまとめたい。

〔一〕東西市においては、売り手と買い手との間で常に価格交渉が行われていた。そして市司の価格は東西市において、買い手に代わって価格を交渉していた。また估価簿は、交渉により合意にいたった価格を集積したものであり、本来は業務報告書であった。しかしこの估価簿に記された価格が、実際の価格交渉の場で参照されるようになり、やがては強

制力を持つようになった。

〔二〕市司は東西市における公正な売買を実現し、国家の定めた度量衡や銭貨の法定価値を遵守させるために、販売品・計量器具の不正や私鑄銭の摘発などを職務としていた。すなわち東西市での交易を監視する「取り締まり」の官司であった。

〔三〕市人は市籍に登録される人々で、市籍人とも呼ばれた。彼らは市司に従属する人々で、東西市での交易を保護されていた。もとは生産者を率いる伴造であったと思われる、生産者は物資を国家に貢納した後、その余剰物を東西市で販売していた。すなわち古代国家は東西市を、生産者が余剰物を持ち寄る場として設定したのであり、商人が介在しない中央市を想定していた。

〔四〕八世紀は大造営時代であり、流通経済は飛躍的に発展した。中央政府は東西市の物資不足を補うため、下級官人や地方豪族に商業への進出を促し、その結果、平城京東西市では、市人とともに多くの下級官人・地方豪族が店を構えた。また貴族にも商業への進出を期待し、長屋王家では工人・役夫に対し、京内で飯や酒の販売を行っていた。

〔五〕平安京東西市では市人と下級官人・地方豪族とが王臣家に任せ、その保護をうけて交易するようになり、市司による統制が難しくなっていた。また九世紀以降は大規模な造営事業や写経事業が行われなくなり、経済が停滞し、承和二年には東市・西市の両市を存続させることが困難になっていた。

本稿においては、東西市における価格交渉に注目し、市司の活動や市人・下級官人の交易について論じた。また八世紀は大造営時代であり、空前の好景気により、流通経済が飛躍的に発展したと捉えた。忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

〔註〕

- (1) 栄原永遠男 a「奈良時代の流通経済」 b「東西市と律令制」(『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、一九九二年、初出はそれぞれ、一九七二年、一九八七年)。以下、特に断らない限り、栄原氏の見解は b 論文による。
- (2) 榎木謙周「商人と商業の発生」(『新体系日本史12流通経済史』山川出版社、二〇〇二年)。以下、特に断らない限り、榎木氏の見解は当論文による。
- (3) 館野和己「市と交易―平城京東西市を中心に」(『列島の古代史 ひと・もの・こと4 人と物の移動』岩波書店、二〇〇五年)。以下、特に断らない限り、館野氏の見解は当論文による。
- (4) 宮川麻紀「八世紀における諸国の交易価格と估価」(『日本歴史』七七八、二〇一三年)。
- (5) 青木和夫氏は、「流通経済が展開していなかった日本古代では、適正価格による商行為自体が一つの技術であつたらしく、商(あき)じこる、即ち買い損するという動詞もあり(万葉二二六四)、大化前代から商長(あきおさ)、商長首という負名氏がいた」とする(『日本思想大系 律令』(岩波書店、一九七六年)職員令内蔵寮条補注)。また宮川麻紀氏は、価格は令制以前より交易の統括にあつたいた氏族を東西市司に取り込み、引き続き交易の統制にあたらせたものとする(『律令国家の市支配』「ヒストリア」二二四、二〇一一年)。
- (6) 以下、『大日本古文书』は「巻ノ頁」で示す。
- (7) 以下、『続日本紀』は「統紀」と記す。
- (8) 吉田孝「律令時代の交易」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年)。以下、吉田氏の見解は当論文による。
- (9) この估価簿は、公式令83文案条において永久保存が規定される「市估案」が該当し、『延喜式』では「沽価帳」と呼ばれている。また具体例として日本のものでないが、大谷探検隊将来物価文書のなかの唐の天宝二年(七四三)の「唐天宝二年交河郡市估案」がある(池田温『中国古代籍帳研究 概観・録文』東京大学出版会、一九七九年)。延喜東西市式2沽

価帳条には「凡毎月勘造沽価帳三通。送職。職押署即以職印印之。一通進官。一通留職。一通付司」とあり、月ごとに三通が造られ、京職が署名、捺印した後、一通は太政官、一通は京職、一通は市司に留めることが規定されている。栄原氏は三ヶ月に一度だったものが、一ヶ月ごとになったのは、情報の古さを改善しようとしたためとする(前掲注(1) b 論文)。

- (10) 中村修也「估価法の性格とその変質」(『日本古代商業史の研究』思文閣出版、二〇〇五年、初出一九八七年)、吉田和代「東西市の運営と市人に関する一考察」(門脇禎二編『日本古代国家の展開』下、思文閣出版、一九九五年)など。また宮川麻紀氏は、估価は市司が設定するものであり、市司が置かれていない諸国には估価が設定されていなかったとする(『日本古代の交易価格と地方社会―国例の価を中心に―』「史学雑誌」一二二ノ一二、二〇一二年)。
- (11) 他に衛門府には三〇人の物部がいる(職員令59衛門府条)。
- (12) また延喜東西市式8決罰罪人条には「凡決罰罪人者。官人_レ与_レ使相_二对_レ楼前_一。罰_レ之」とあり、罪人の刑罰においては市司の楼の前で、官人と使とが相對して執行された。また実際に『統紀』天平十三年(七四二)三月庚寅(九)条に「東西両市決杖各五十。配_二流伊豆三嶋_一」とあるように、小野東人が藤原広嗣の乱の関係者として、東西両方の市において杖で五〇回ずつ打たれ、伊豆三嶋に流されている。
- (13) 延喜左右京式49銭文案に「凡銭文以一字明_二皆令_二通用_一。若有_二折棄者_一、随_レ状科責_二、延喜雜式17銭文不明条にも「凡商賈之輩。依_二銭文不明_一。嫌而不_レ受。所司決答」とあり、撰銭をした場合は処罰された。
- (14) 喜田新六「奈良朝に於ける錢貨の価値と流通とに就いて」(『史学雑誌』四四〇一、一九三三年)。栄原永遠男「律令中央財政と日本古代錢貨」(『日本古代錢貨流通史の研究』塙書房、一九九三年、初出一九八一年)。
- (15) 『統紀』養老五年(七二二)正月丙子(二十九)条に「以_二銀一兩一当_二百錢_一、和銅四年(七一)五月己未(十五)条に「以_二穀六升一当_二錢一文_一」、同五年十二月辛丑(七)条に「宜_二以_二錢五文_一、准_二布一常_一」とある。

- (16) 和同開珎は和銅元年八月に発行されたが、『統紀』同四年十月甲子(二十三)条には「於_レ律、私鑄猶_レ輕_三罪法_一。故權立_三重刑_一、禁_三斷未_一然。凡私鑄_レ錢者斬、從者沒官、家口皆流(略)」とあり、私鑄錢の首犯は斬となり、これは天平勝宝五年(七五三)二月十五日の勅で遠流に減刑されるまで続いた(『統紀』宝龜十一年十一月壬戌(二)条、榮原氏前掲注(14)論文)。
- (17) 和銅五年(七一三)十二月に史生各二員が置かれている(『統紀』同年十二月己酉(十五)条)。
- (18) 『平城宮木簡』奈良国立文化財研究所、一九六九年。
- (19) 館野氏前掲注(3)論文。当初は、官司の必要に応じて市司が物品を購入している例があることから(史料4)、西市司が西市で交易するための錢と考えられていた(佐藤信「平城京の東西市」「平城京と貴族社会」、ともに『日本古代の宮都と木簡』(吉川弘文館、一九九七年)所収。初出はそれぞれ一九八二年、一九九〇年)。
- (20) 早川庄八「律令財政の構造とその変質」(『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇年、初出、一九六五年)。鬼頭清明「八、九世紀における出拳錢の存在形態」(『日本古代都市論序説』法政大学出版局、一九七七年、初出一九六八年)。榮原氏前掲注(1) a b論文。
- (21) 山本幸男「天平宝字二年の御願經書写」(『写經所文書の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九三〜九六年)。
- (22) 〓は、改行を示す。
- (23) 千手千眼并新羅索業師経料錢并衣紙等納帳の八月六日条(『大日本古文書』未収、続々修八ノ九、第4紙)。山本氏前掲注(21)論文。
- (24) 榮原永遠男「奈良時代写經史研究」塙書房、二〇〇三年。山下有美「正倉院文書と写經所の研究」吉川弘文館、一九九九年。
- (25) 榮原永遠男「正倉院文書と続日本紀」(石上英一・加藤友康・山口英男編『古代文書論―正倉院文書と木簡・漆紙文書』東京大学出版会、一九九九年)。
- (26) 榮原永遠男「奈良時代の写經と内裏」塙書房、二〇〇〇年。
- (27) 榮原永遠男「奈良時代の遠距離交易」(『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、一九九二年、初出一九七六年)、白石ひろ子「靈異記」からみた遠距離交易」(『日本靈異記の原像』角川書店、一九九一年)、櫛木氏前掲注(2)論文、中村太一「日本古代の交易者 目的とその類型」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一三、二〇〇四年)、館野氏前掲注(3)論文、荒井秀規「律令制下の交易と交通」(館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報2 旅と交易』吉川弘文館、二〇一六年)など。
- (28) 白石氏前掲注(27)論文。
- (29) 延暦二年三月二十二日太政官符(『類聚三代格』卷八)では、大宰府の調綿を貢上する船に水脚の糧以外の私物を載せてはいけないと述べられている。延暦十五年十一月二十一日太政官符(『類聚三代格』卷十六)に引く天平十八年七月二十一日太政官符では、豊前国草野津、豊後国国埼・坂門などの津より意に任せて往来し、ほしいままに国の物品を船で運ぶ「官人・百姓・商旅之徒」が存在していたことがわかる。
- (30) 松原弘宣「地域交易圏の形成と交通形態」(『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九八二年)。
- (31) 宮川氏前掲注(4)論文。
- (32) 喜田氏前掲注(14)論文。
- (33) 以下、『類聚三代格』は『三代格』と記す。
- (34) 『日本後紀』延暦十五年(七九六)七月辛亥(二十二)条には「生江臣家道女、通_三送於本国_一。家道女、越前国足羽郡人。常於_三市鄺_一、妄説_三罪福_一。眩_三惑百姓_一。世号曰_三越優婆夷_一」とあり、越前国足羽郡人である生江家道女が、常に市鄺において百姓に罪福を説き、惑わせたため、本国に強制送還されている。生江家道女は、天平勝宝九歳(七五七)五月二日に母の大田女とともに経文を貢上しており(十二ノ二九二〜二九三)、同族と思われる生江臣東人は、造東大寺司史生から足羽郡大領になつており(五ノ五四三〜五四四)、また同郡少領には生江臣国立がいる(四ノ三六六)。彼女が頻繁に東西市に出没することができたのは、地方豪族である生江臣氏が東西市で交易し、その拠点が近くにあったからにはかならない。
- (35) 左京八条三坊にあった「調邸」は、天平勝宝八歳(七五六)に相模国

から造東大寺司に売却され、「東市庄」となった(四ノ八三・一一四)。
柴原永遠男氏によれば、この調郎は調庸物を保管し、運脚を宿泊させる
とともに、諸国において仕入れることができなかつた品目を東西市で購
入する役割があつたとするが(前掲注(一) a 論文)、館野和己氏は、郡
司などの地方豪族層の交易活動の拠点であつた可能性を指摘する(「相模
国調郎と東大寺領東市庄」『日本古代の交通と社会』塙書房、一九九八年、
初出一九八八年)。

(36) 柴原永遠男氏が指摘したように、たとえば難波莊近くに土地を入手し
た漆部直伊波は、天平二十年に二万段の商布を献上して、外五位下に叙
され(『統紀』同年二月壬戌(二二二)条)、これ以降、中央の官職や国
司を歴任し、神護景雲二年に相模国造となつている(『統紀』同年二月戊
寅(三)条、前掲注(27) 論文)。

(37) 榎木氏は『唐令拾遺補』復原雜令二二二条(開元二五年令)の「諸諸王・
公主及官人、不得遣親事・帳内・邑司、奴客・部曲等」、在「市肆」興
販、及於「邸店」沽賣・出拳。其遣人於外處、賣買給家、非「商利」者、
不在此例」を用いて比較している。一方、天聖令の雜令二二(宋令
30)は「諸王・公主及官人、不得遣官属・親事・奴客・部曲等」、
在「市肆」興販、及於「邸店」沽賣・出拳。其遣人於外處賣買給家、非「
商利」者、不在此例」なので(「天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令
復原研究」中華書局、二〇〇六年)、後述する榎木氏の指摘は有効である。

(38) 関根真隆「奈良朝食生活の研究」吉川弘文館、一九六九年。

(39) 榎木謙周「長屋王家の消費と流通経済 労働力編成と貨幣・物価を中
心に」(『国立歴史民俗博物館研究報告』九二、二〇〇二年)。

(40) 中村氏前掲注(27) 論文。

(41) 中国漢代においては、市人とは、商人・工・医・卜相・巫・方技・游
俠・亡命・流民・刑人の総称で、このうち市内に店舗をもつ商人は、市
籍という名簿(営業登録簿)に登録されて市籍人と呼ばれ、官吏になる
資格を持たず、土地を所有することを禁止された人々であつたことから
(美川修一「漢代の市籍について」『古代学』一五ノ三、一九六九年)、中
村修也氏は、日本古代の市人はその多くが民間商人であつたとし、市籍

人は官人層であるとする(「市人・市籍人と市の構造」『日本古代商業史
の研究』思文閣出版、二〇〇五年、初出一九八七年)。

(42) 市大樹「九世紀畿内地域の富豪層と院宮王臣家・諸司」(『ヒストリア』
一六三、一九九九年)。

(43) 中村修也氏は、「市塵百姓」の多くが近衛府・兵衛府に仕える下級職員
であり、彼らが解却される理由が商業行為ではないことから、「商業を行
うことが認められる限りにおいては、『市塵百姓』は市籍人としての条件
を備えている」とし、市籍人は下級ながら官司に仕える人々とする(前
掲注(41) 論文)。

(44) 弘仁十年(八一九)十一月五日太政官符(『類聚三代格』卷十六)。榎
木謙周「都城における支配と住民―都市権門・賤民形成の歴史的前提―」、
「古代国家の都市政策―清掃の制を中心に―」(『日本古代の首都と公共
性―賑給、清掃と除災の祭祀・習俗―』塙書房、二〇一四年、初出はそ
れぞれ、一九八四年、二〇〇五年)。

(45) 天長九年(八三二)十一月二十九日太政官符(『類聚三代格』卷
二十)。拙稿「京職の末端支配とその変遷―「都市民」の成立を中心に―」
(『古代日本の京職と京戸』吉川弘文館、二〇〇九年、初出二〇〇三年)。

(46) 市氏前掲注(42) 論文。

(47) 佐藤信「平安京東西市と延喜式」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、
一九九七年、初出一九九三年)。